

# 清水町幼稚園・保育所再編計画

令和6年5月

清水町

## 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨と背景 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	2
4 圏域及び対象施設 .....	2
第2章 清水町の幼稚園・保育所をめぐる状況 .....	3
1 人口等の推移 .....	3
2 教育・保育の状況 .....	6
3 発達障害児について .....	12
4 女性の就労状況 .....	14
5 アンケート調査結果 .....	15
6 清水町の幼稚園・保育園をめぐる課題 .....	21
第3章 幼稚園・保育所再編計画 .....	24
1 今後の町立幼稚園・保育所の役割について .....	24
2 幼稚園・保育所整備の基本方針 .....	25
3 民営化の基本方針 .....	26
4 町立幼稚園・町立保育所の再編イメージ .....	27
北幼稚園の整備.....	28
西幼稚園の整備.....	29
清水保育所の整備.....	30
5 他の町立幼稚園、保育所の継続について .....	31
6 教育・保育の引継ぎについて .....	31
7 再編スケジュール .....	32
資料編 .....	33
1 策定経過 .....	33
2 清水町子ども・子育て会議 委員名簿 .....	34
3 静岡県内の教育・保育施設再編等関連計画の策定状況 .....	35

---

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨と背景

清水町（以下、「本町」という）では、これまで平成27年3月に『清水町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て施策を推進してきましたが、全国的な少子化の進展により、本町でも0歳から5歳までの就学前児童数が減少しており、保育施設数が過大となることが予測されます。

そのような中で、町立幼稚園や町立保育所の施設等は老朽化が進んでいる状況であり、今後は、就学前児童数の推移、厳しさを増す財政状況、民間保育施設との関係、あらゆる待機児童の解消も考慮しながら、町立の幼稚園・保育所にどのような役割を持たせ、どのように維持していくかが課題となります。

このような状況を踏まえ、本町では、町立の幼稚園・保育所の今後の方向性を明らかにするため、町立の幼稚園・保育所の再編が必要と考え、本町の未来を担っていく子どもたちにより良い保育・教育環境を提供することを目的に、「清水町幼稚園・保育所再編計画」を策定します。

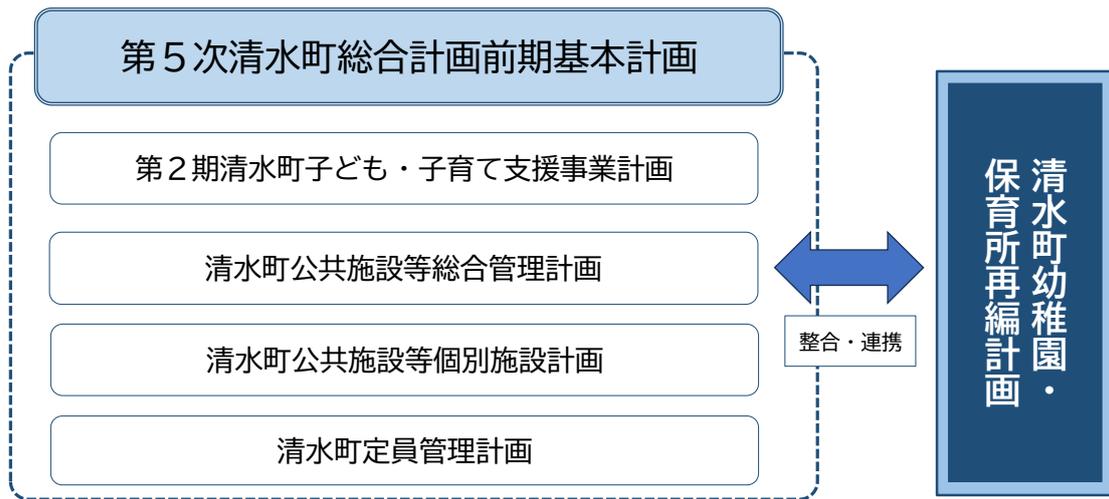
## 2 計画の位置づけ

町の最上位計画である「第5次清水町総合計画前期基本計画」の基本目標「2.子どもの成長や学びを地域全体で支えるまちへ」3法定計画である「第2期清水町子ども・子育て支援事業計画」の第5章「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」適切な配置について、早期実施に向けた検討しています。

また、行政改革の観点から「清水町公共施設等総合管理計画」では基本的な考えとして「将来人口の動向や住民ニーズなど必要なサービス水準を確保しながら、施設の集約化や複合化、用途変更や用途廃止等により、公共建築物の最適化を図るとともに、インフラ施設も必要量の確保を図りつつ、所有総量の最適化に努める」としてます。

本計画は、これらの関連計画と整合・連携を図りながら、認定こども園も考慮した幼保一体化施設の検討を含む施設の適正配置（統廃合）並びに社会福祉法人等に運営を任せる民営化、その他園舎を始めとした施設環境の改善等、今後の町立幼稚園・保育所の整備方針を示すものです。

■図表1-1 計画関連図



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年から令和13年の8年間とします。  
 なお、今後の国（法制度）の動向や、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを図ります。

■図表1-2 計画の期間

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年
清水町幼稚園・保育所再編計画	計画期間										
清水町子ども・子育て支援事業計画		第3期					第4期				

### 4 圏域及び対象施設

「第2期 清水町子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育提供区域として町内全域（行政区1圏域）を設定しているため、本計画においてもこの区域を踏襲します。  
 また、本計画の対象施設は町立の幼稚園・保育所とします。  
 なお、本計画における教育・保育施設の定義は以下の通りです。

教育・保育施設	定義
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第22条に規定する幼稚園</li> <li>文部科学省所管の、3歳児から5歳児までの教育施設</li> </ul>
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所</li> <li>厚生労働省所管の、0歳児から5歳児までの保育施設</li> </ul>
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園</li> </ul>

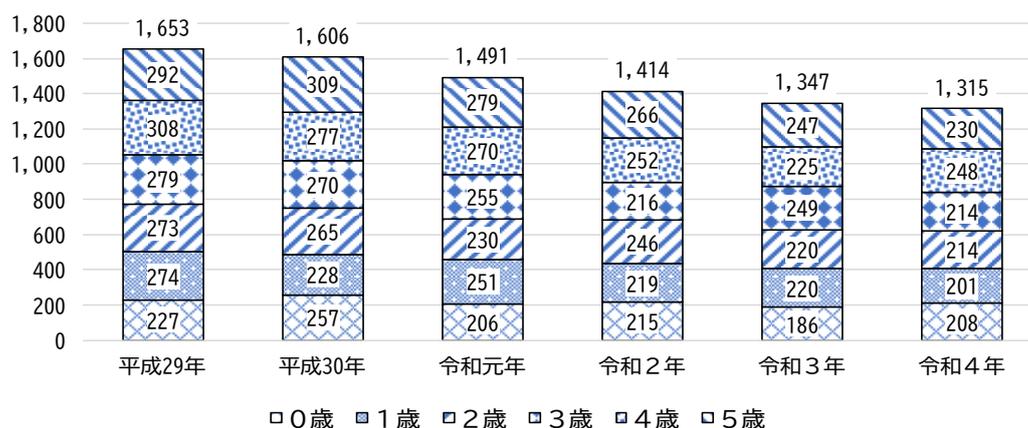
## 第2章 清水町の幼稚園・保育所をめぐる状況

### 1 人口等の推移

#### (1) 0歳～5歳人口の推移

本町の0～5歳児人口は、平成29年以降減少しており、令和4年では1,315人と平成29年に比べて338人減少しています。

■図表2-1 0歳～5歳人口の推移  
(人)



資料：清水町（各年10月1日現在）

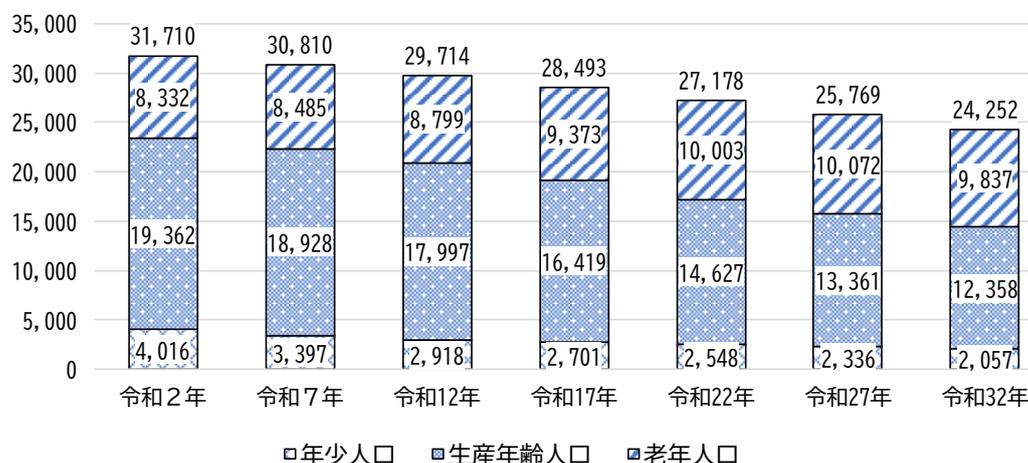
#### (2) 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計では本町の年少人口（0～14歳）は令和32年に2,057人となり、令和2年の人口4,016人と比較すると1,959人の減少が見込まれます。

■図表2-2 将来人口の推移（国立社会保障・人口問題研究所による推計）

（令和2年は国勢調査確定値、令和7年以降は推計値）

（人）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

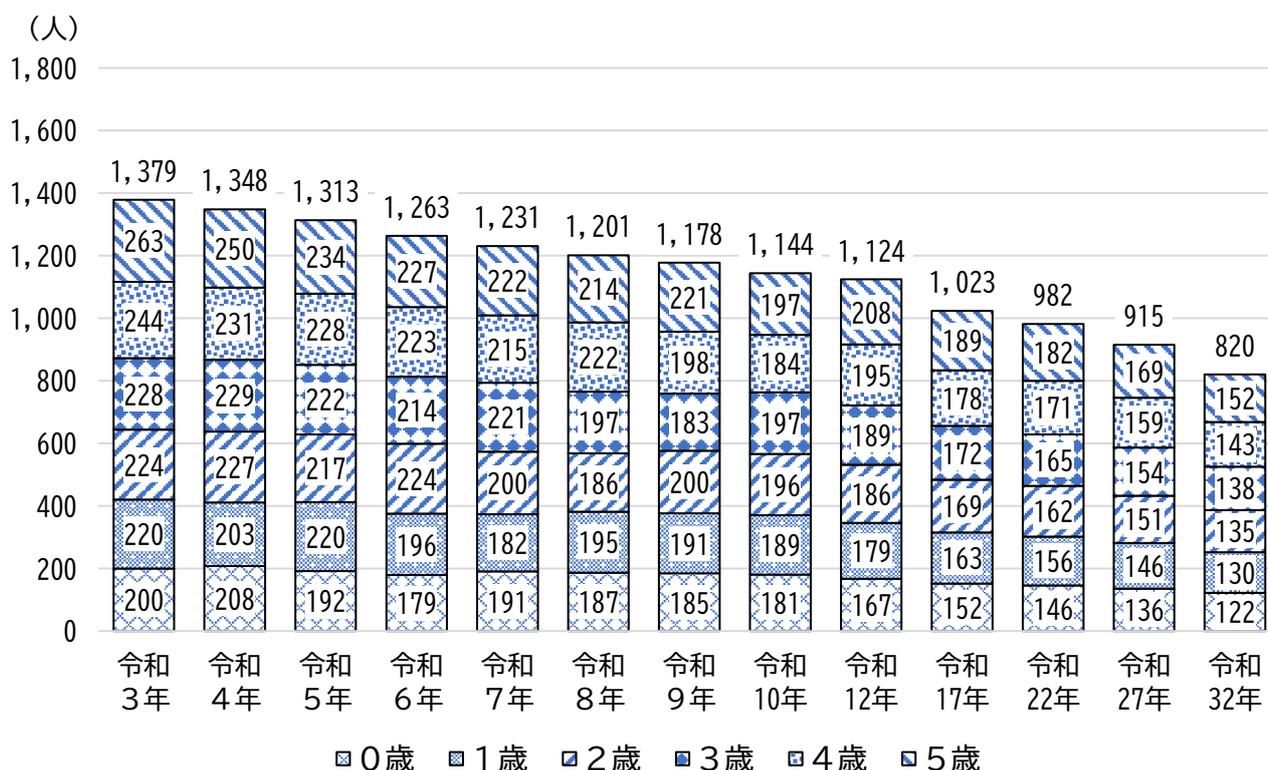
### (3) 0歳～5歳の将来人口の推計

本町の0～5歳児人口は、令和6年以降も減少の見込みとなっており、令和10年には1,144人になると見込まれます。

中長期的にみると、令和12年では1,124人、令和22年では982人、令和32年では820人になると予想されます。

■図表2-3 0～5歳の将来人口の推計

(令和5年以前は実績値、令和6年以降は推計値)



資料：清水町（令和3年～令和5年、各年4月1日現在）

清水町住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いて算出（令和6年～令和10年）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を基に算出（令和12年以降）

## (4) 区別人口の推移

本町の区別人口の推移をみると、平成31年から令和5年の5年間で人口が増えているのは、「堂庭」、「久米田」、「的場」のみとなっており、ほとんどの地区で人口が減少しています。

■図表2-4 区別人口の推移（日本人のみ）

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
玉川	1,277人	1,261人	1,247人	1,253人	1,223人
新宿	1,328人	1,302人	1,322人	1,316人	1,328人
伏見	4,892人	4,836人	4,825人	4,859人	4,829人
八幡	1,467人	1,439人	1,445人	1,417人	1,365人
長沢	3,036人	2,994人	2,968人	2,897人	2,870人
柿田	3,076人	3,058人	3,107人	3,126人	3,076人
堂庭	1,477人	1,514人	1,533人	1,525人	1,561人
久米田	1,325人	1,305人	1,304人	1,304人	1,336人
戸田	220人	223人	219人	215人	203人
畑中	328人	315人	306人	289人	294人
的場	742人	745人	725人	740人	744人
湯川	1,232人	1,225人	1,222人	1,207人	1,217人
上徳倉	5,224人	5,145人	5,100人	5,051人	5,017人
下徳倉	2,878人	2,835人	2,746人	2,746人	2,739人
外原	1,286人	1,255人	1,239人	1,225人	1,200人
中徳倉	1,501人	1,453人	1,436人	1,438人	1,449人
合計	31,289人	30,905人	30,744人	30,608人	30,451人

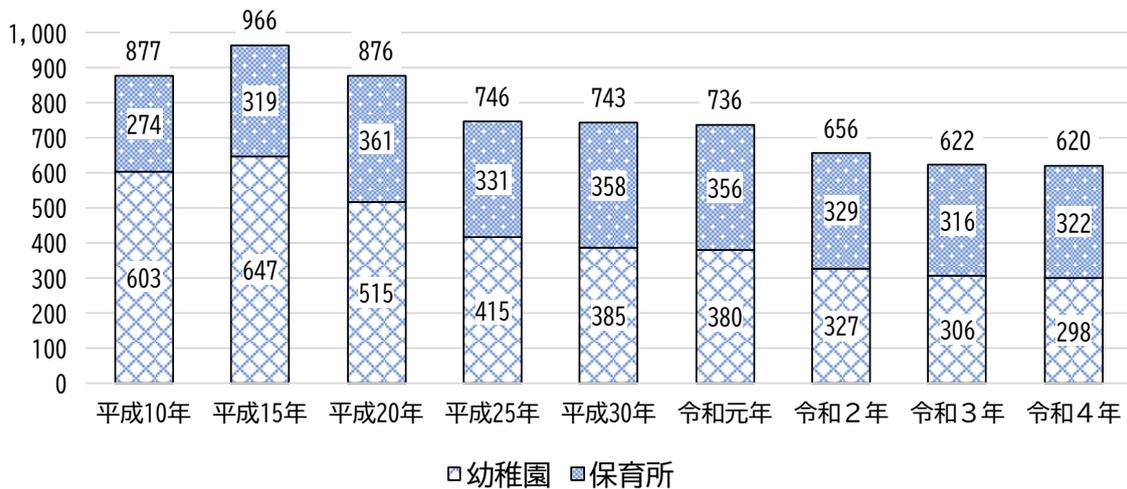
資料：清水町（各年4月1日現在）

## 2 教育・保育の状況

### (1) 3歳～5歳児の町内就園状況

町内の幼稚園と保育所の就園状況について、平成15年をピークに合計数は減少傾向にあり、令和4年では幼稚園就園数が298人、保育所就園数が322人の計620人となっています。

■図表2-5 3歳～5歳児の町内就園状況  
(人)



資料：清水町（各年10月1日現在）

### (2) 町立の幼稚園の状況

町立幼稚園の定員充足率は、平成15年度の76.1%をピークに減少傾向にあり、令和5年5月1日現在の定員充足率は36.4%（前年度比△2.3ポイント）で、4園全てが30%台となっています。

■図表2-6 町立幼稚園の入園状況

施設名	定員	入園者	前年度	前年比	定員充足率
清水幼稚園	120人	42人	48人	△6人	35.0%
北幼稚園	180人	71人	68人	3人	39.4%
南幼稚園	290人	97人	110人	△13人	33.4%
西幼稚園	180人	70人	72人	△2人	38.9%
合計	770人	280人	298人	△18人	36.4%

資料：清水町（令和5年5月1日現在）

### (3) 町内の保育所の状況

町内の保育所の定員充足率は、民間園が高く町立園が低くなっています。主な理由として、町立保育所における保育士の確保が難しい状況であることが挙げられます。

■図表2-7 保育施設の入所状況

施設名		定員	入所者	前年度	前年比	定員充足率
町立	清水保育所	100人	70人	81人	△11人	70.0%
	南保育所	150人	85人	93人	△8人	56.7%
	町立計	250人	155人	174人	△19人	62.0%
私立	しいの木保育園	100人	112人	115人	△3人	112.0%
	恵明キッズローズ ビレッジ	90人	84人	90人	△6人	93.3%
	すこやか保育園	90人	102人	106人	△4人	113.3%
	伏見ぼんぼん保育園	19人	13人	17人	△4人	68.4%
	柿田ぼんぼん保育園	19人	16人	19人	△3人	84.2%
	アドバンかわせみ保育園	19人	13人	17人	△4人	68.4%
	私立計	337人	340人	364人	△24人	100.9%
合計		587人	495人	538人	△43人	84.3%

資料：清水町（令和5年5月1日現在）

## (4) 待機児童数

本町の待機児童数について、国基準による待機児童数<sup>1</sup>は令和5年現在0人となっています。

一方、潜在的待機児童数<sup>2</sup>は令和5年度現在76人となっています。内訳をみると、特に0歳児、1歳児で潜在的待機児童数が多くなっています。

■図表2-8 国基準の待機児童数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5歳児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
4歳児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3歳児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
2歳児	4人	1人	5人	1人	0人	0人	0人	0人
1歳児	5人	7人	5人	10人	1人	2人	0人	0人
0歳児	10人	1人	4人	3人	0人	0人	0人	0人
合計	19人	9人	14人	14人	1人	2人	0人	0人

資料：清水町（各年度10月1日現在）

■図表2-9 潜在的待機児童数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5歳児	0人	2人	0人	0人	0人	0人	2人	0人
4歳児	1人	3人	3人	5人	1人	1人	2人	4人
3歳児	4人	5人	8人	10人	9人	3人	9人	10人
2歳児	4人	2人	10人	10人	17人	20人	11人	16人
1歳児	5人	2人	9人	17人	15人	24人	20人	24人
0歳児	2人	14人	21人	10人	30人	29人	29人	22人
合計	16人	28人	51人	52人	72人	77人	73人	76人

資料：清水町（各年度10月1日現在）

1 国基準による待機児童：保育所の利用申込を済ませ、保育の必要性（保護者の就労や疾病などにより家庭で保育ができない場合）が認定されているにもかかわらず、保育を利用できていない子ども。（厚生労働省による定義）

2 潜在的待機児童：町内に入所できる保育所はあるが、特定の保育所への入所を希望しているため、保育が利用できていない子ども。いわゆる「かくれ待機児童」。

## (5) 町立の教育・保育施設の状況

築年数において保育所では清水保育所が築 38 年、幼稚園では北幼稚園が築 29 年、西幼稚園が築 27 年となることから、今後大規模改修を行う計画となっています。

■図表 2-10 町立の教育・保育施設の状況

施設名	建築年	築年数	延床面積	階数	改修予定
清水幼稚園	平成 26 年 12 月 10 日	8 年	1018.80 m <sup>2</sup>	1 F	令和 23 年～令和 32 年
北幼稚園	平成 6 年 3 月 15 日	29 年	1004.77 m <sup>2</sup>	2 F	令和 3 年～令和 12 年
南幼稚園	平成 16 年 2 月 26 日	19 年	1555.00 m <sup>2</sup>	2 F	令和 13 年～令和 22 年
西幼稚園	平成 8 年 3 月 19 日	27 年	1026.00 m <sup>2</sup>	2 F	令和 3 年～令和 12 年
清水保育所	昭和 60 年 3 月 4 日	38 年	695.38 m <sup>2</sup>	1 F	令和 3 年～令和 12 年
南保育所	平成 23 年 3 月 28 日	12 年	1516.30 m <sup>2</sup>	2 F	令和 13 年～令和 22 年

資料：清水町（令和 5 年 4 月 1 日現在）

## (6) 町立の教育・保育施設の施設用地の状況

町立の教育・保育施設の施設用地の状況について、西幼稚園と南保育所が全て借地となっています。

■図表 2-11 町立の教育・保育施設の施設用地の状況

施設名	所在地	土地面積	所有	借地料
清水幼稚園	堂庭	3704.50 m <sup>2</sup>	町	
北幼稚園	伏見	1742.00 m <sup>2</sup>	町	
南幼稚園	中徳倉	3325.00 m <sup>2</sup>	町	
西幼稚園	長沢	2837.00 m <sup>2</sup>	借地	4,261,884 円/年
清水保育所	伏見	1887.49 m <sup>2</sup>	町	
南保育所	徳倉	2554.58 m <sup>2</sup>	借地	3,794,726 円/年

資料：清水町

## (7) 施設の維持管理費

幼稚園及び保育所施設における維持管理費（消耗品費、光熱水費、保守点検業務費、維持管理業務費、修繕費、工事費）の1園当たりの5年平均は、幼稚園が5,599千円、保育所が8,875千円となっています。

■図表2-12 町立幼稚園の維持管理費<sup>3</sup> (千円)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
施設管理費	19,432	26,590	18,774	21,059	26,133	22,398
1園当たり	4,858	6,647	4,693	5,264	6,533	5,599

資料：清水町

■図表2-13 町立保育所の維持管理費 (千円)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
施設管理費	17,410	16,998	15,289	17,222	21,838	17,751
1園当たり	8,705	8,499	7,644	8,611	10,919	8,875

資料：清水町

3 維持管理費（施設管理費）：施設に係る消耗品費、光熱水費、保守点検業務費、維持管理業務費、修繕費、工事費の合計額。

## (8) 清水町内の教育・保育施設の配置図

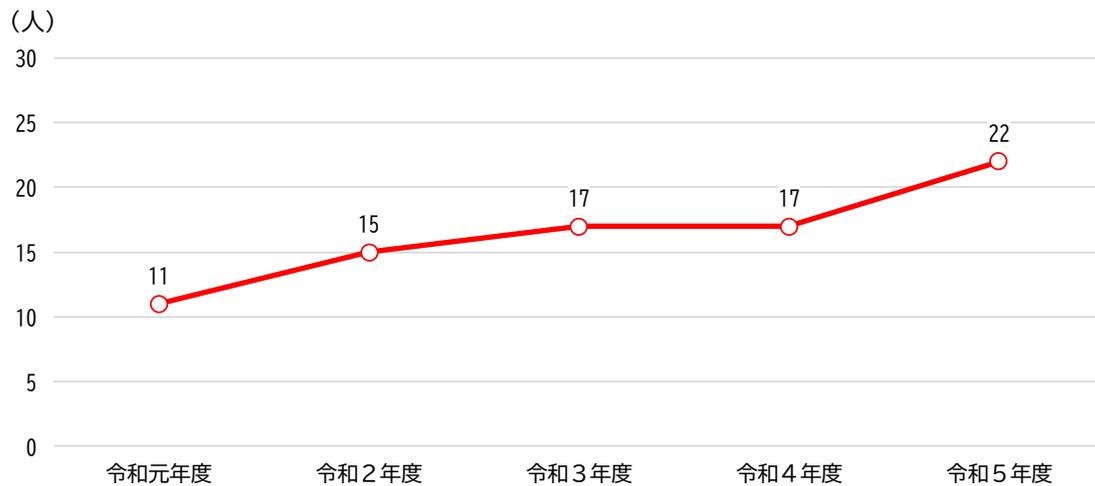
■図表2-14 清水町内の教育・保育施設の配置図



### 3 発達障害児について

文部科学省が公表している「学校基本調査」によると、本町における自閉症・情緒障害により特別支援学級に在籍している小学生児童数は、令和元年度以降増加傾向にあり、令和5年度では22人となっています。

■図表2-15 清水町内の自閉症・情緒障害により特別支援学級に在籍している小学生児童数（公立校のみ）

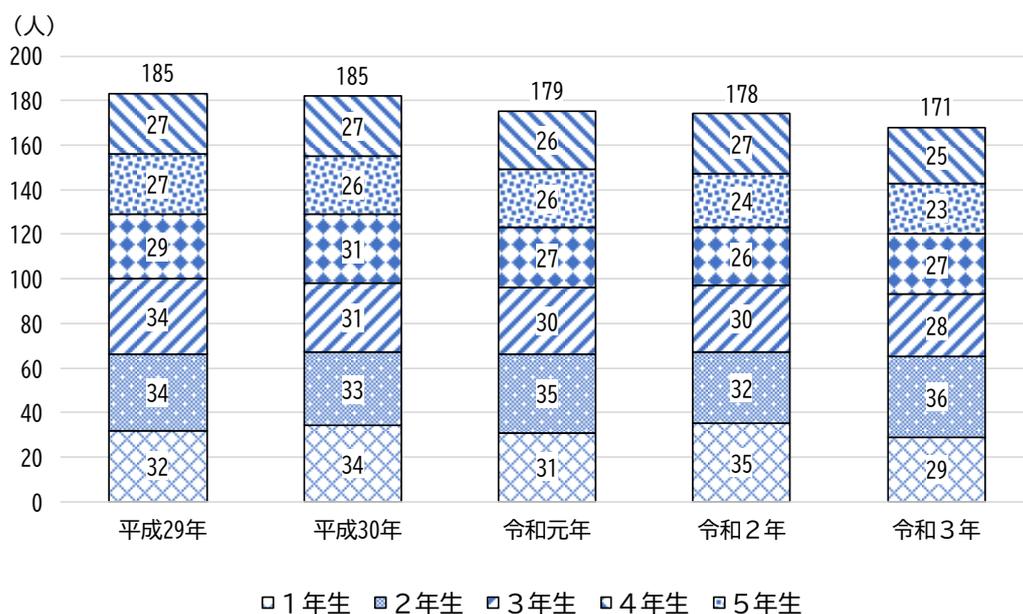


資料：文部科学省「学校基本調査」

文部科学省が令和4年に行った「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」結果によると、学習面や行動面で著しい困難を示す児童の割合について、小学生では10.4%であるとされ、本町の通常学級に通う小学生児童では、令和3年時点で167人と推定されます。

■図表2-16 小学生児童における発達障害の可能性のある児童数

		学習面、各行動面で著しい困難を示す小学生児童の割合 (文科省調査結果)	本町の小学生児童数 (令和3年5月1日現在)	学習面、各行動面で著しい困難を示していると考えられる小学生児童数の推定値
小学生全体		10.4%	1,606人	167人
学年別	1年生	12.0%	238人	29人
	2年生	12.4%	293人	36人
	3年生	11.0%	258人	28人
	4年生	9.8%	274人	27人
	5年生	8.6%	267人	23人
	6年生	8.9%	276人	25人



資料：文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」(令和4年)(学習面、各行動面で著しい困難を示す児童の割合)  
清水町(小学生児童数、各年5月1日現在)

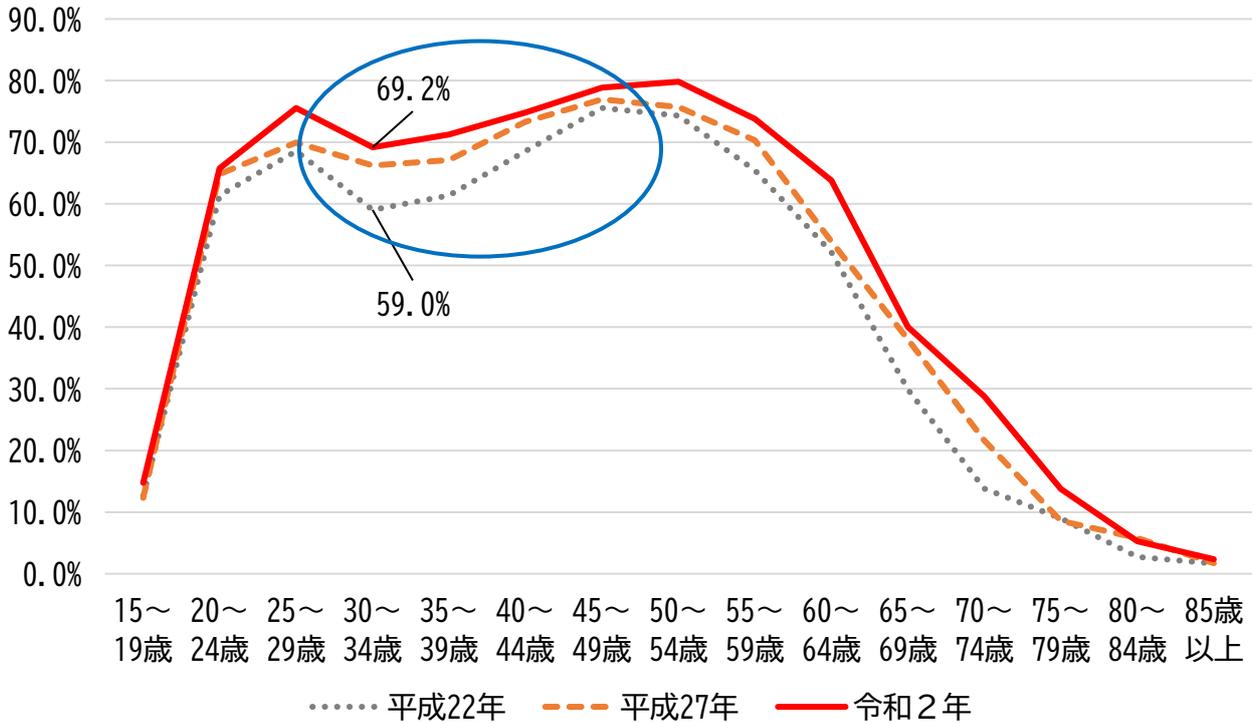
※学習面、各行動面で著しい困難を示す児童の割合に小学生児童数を乗算しているため、各学年の合計数と小学生全体の数が合わない場合があります。

## 4 女性の就労状況

本町の女性の就労状況について、主に子育て世代となる30代から40代の就業率<sup>4</sup>をみると、いずれの年齢層も平成22年と比べて令和2年は増加しています。

特に、30～34歳の女性の就業率は平成22年では59.0%でしたが、令和2年では69.2%となっており、10ポイント以上と他の年齢層と比べて大きく増加しています。

■図表2-17 女性の就業率



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

<sup>4</sup> 就業率：15歳以上人口に占める就業者の割合。「就業者数」は、従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていながら病気などのため休んでいる者）を合わせた数である。

## 5 アンケート調査結果

### (1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、少子化によるこどもの減少、保育施設等の老朽化、多様化する教育・保育ニーズなどに対応し、こどもにとってより良い環境を整備するため、幼保一体化による保育施設の統廃合、民間活力の導入等を考慮した上での保育施設の適正配置に向けた基本的な計画を策定するための基礎資料として活用することを目的に、アンケート調査を実施しました。

■図表2-18 調査の概要

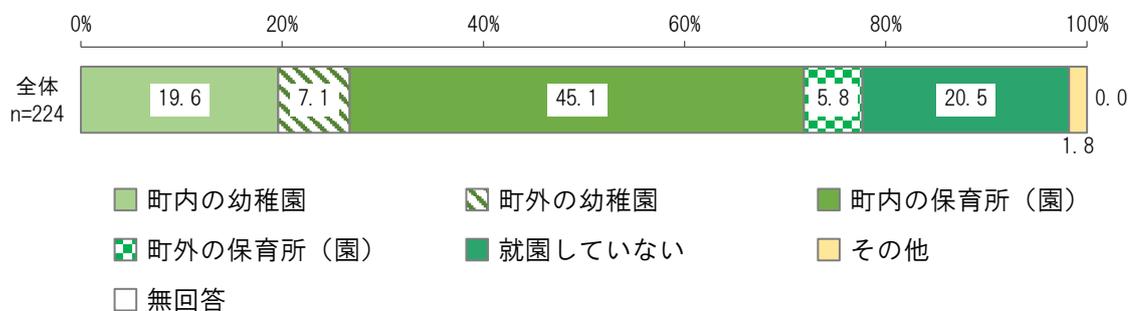
対象者	清水町内に住む就学前児童の保護者
調査期間	令和5年9月26日（火）～令和5年10月20日（金）
調査の方法	郵送配布・回収及び、インターネットによるWeb回収
配布数	500件
有効回収件数	224件 (うちWeb回答：110件)
有効回収率	44.8%

### (2) 調査結果

#### ① 幼稚園・保育所（園）への通園状況

通園している幼稚園または保育所（園）をみると、「町内の保育所（園）」（45.1%）が最も高く、次いで、「町内の幼稚園」（19.6%）、「町外の幼稚園」（7.1%）、「町外の保育所（園）」（5.8%）となりますが、20.5%が「就園していない」と回答しています。

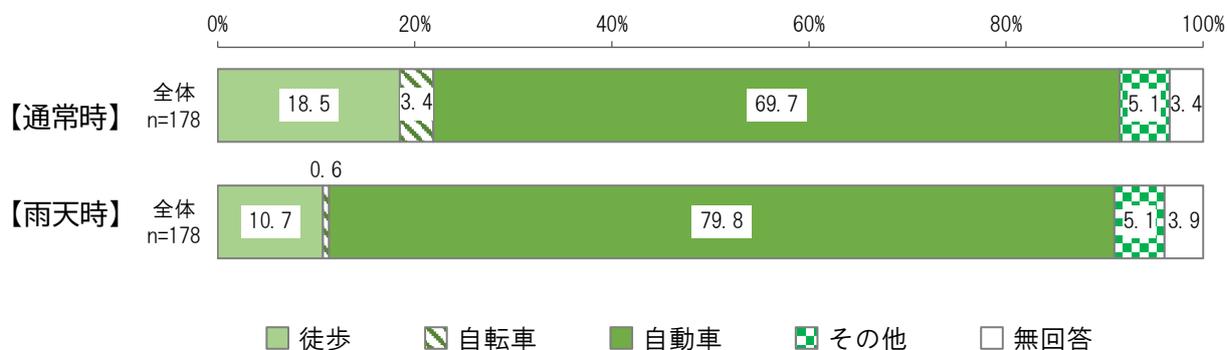
■図表2-19 幼稚園・保育所（園）への通園状況



## ② 幼稚園・保育所（園）への通園方法

幼稚園または保育所（園）へ通園している家庭の通園方法をみると、通常時は「自動車」（69.7%）が最も高く、次いで「徒歩」（18.5%）となっています。一方、雨天時は「自動車」（79.8%）が最も高く、次いで「徒歩」（10.7%）となっています。

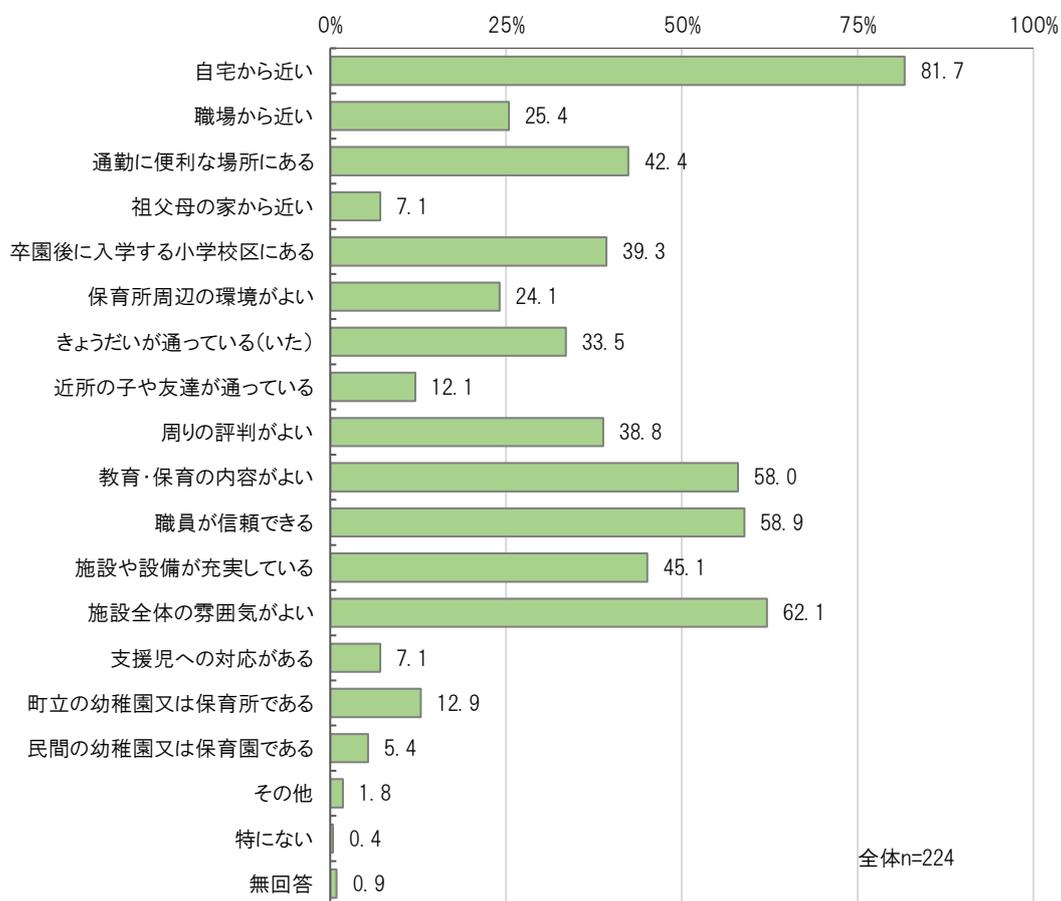
■図表2-20 幼稚園・保育所（園）への通園方法



## ③ 幼稚園・保育所（園）を選ぶときに重視する点

幼稚園・保育所（園）を選ぶときに重視する点をみると、全体では「自宅から近い」（81.7%）が最も高く、次いで「施設全体の雰囲気が良い」（62.1%）、「職員が信頼できる」（58.9%）、「教育・保育の内容が良い」（58.0%）となっています。

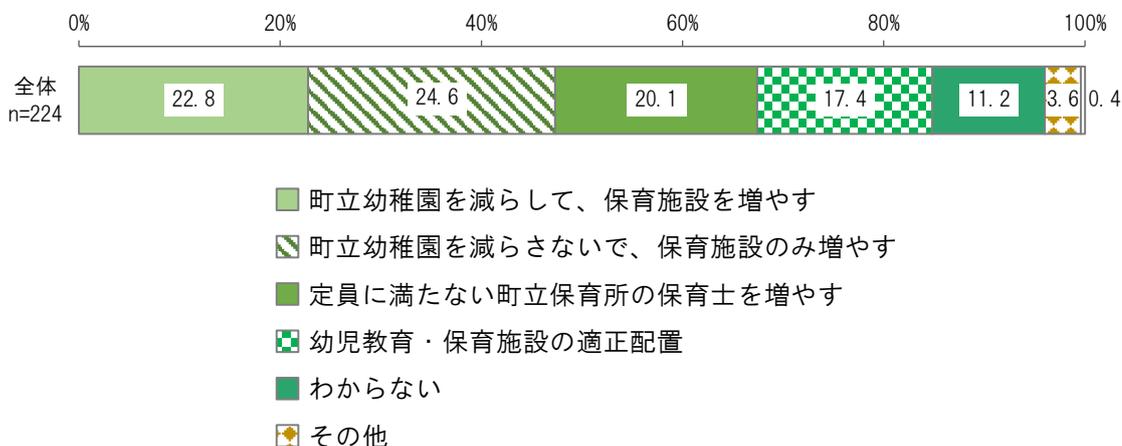
■図表2-21 幼稚園・保育所（園）を選ぶときに重視する点



#### ④ 待機児童を減らす手段

待機児童を減らすために必要なことは、全体では「町立幼稚園を減らさないで、保育施設のみ増やす」(24.6%)が最も高く、次いで「町立幼稚園を減らして、保育施設を増やす」(22.8%)、「定員に満たない町立保育所の保育士を増やす」(20.1%)となっています。

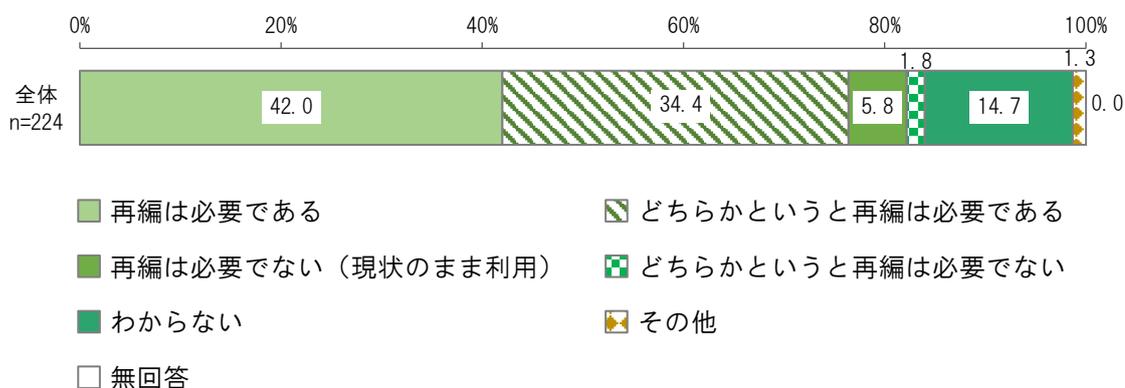
■図表2-22 待機児童を減らす手段



#### ⑤ 町立の幼稚園・保育所の再編についての考え

町立の幼稚園・保育所の再編について、「再編は必要である」(42.0%)と「どちらか」として再編は必要である」(34.4%)を合わせた『必要』は76.4%に対し、再編は必要でない(現状のまま利用)」(5.8%)と「どちらか」として再編は必要でない」(1.8%)を合わせた『必要でない』は7.6%となり、全体では『必要』と回答した再編に肯定的な意見が多くなっています。

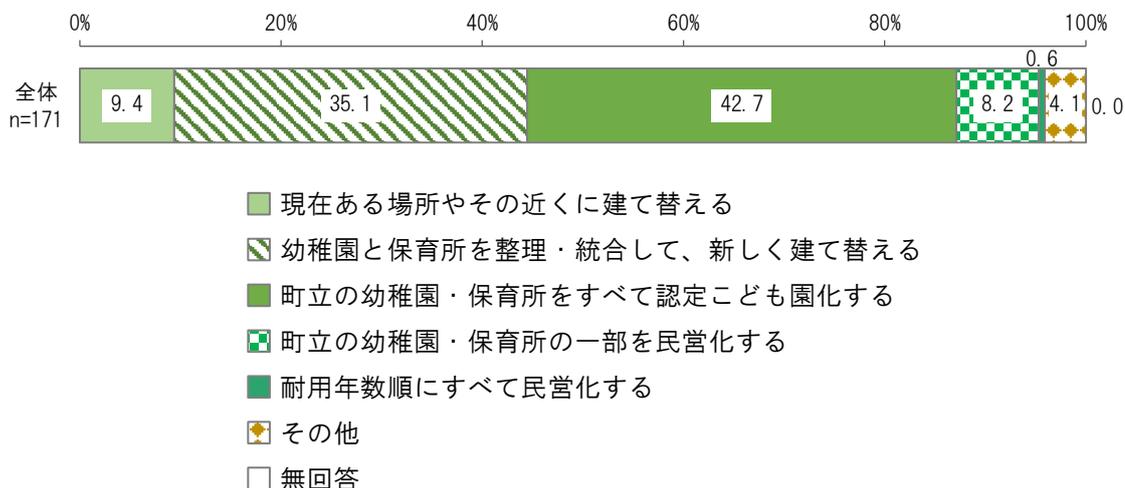
■図表2-23 町立の幼稚園・保育所の再編についての考え



### ⑥ 町立の幼稚園・保育所の再編方法

町立の幼稚園・保育所の再編が『再編は必要である』及び『どちらかというとな再編は必要である』と回答した方に、町立の幼稚園・保育所の再編方法について尋ねたところ、全体では「町立の幼稚園・保育所をすべて認定こども園化する」(42.7%)が最も高く、次いで「幼稚園と保育所を整理・統合して、新しく建て替える」(35.1%)となっています。

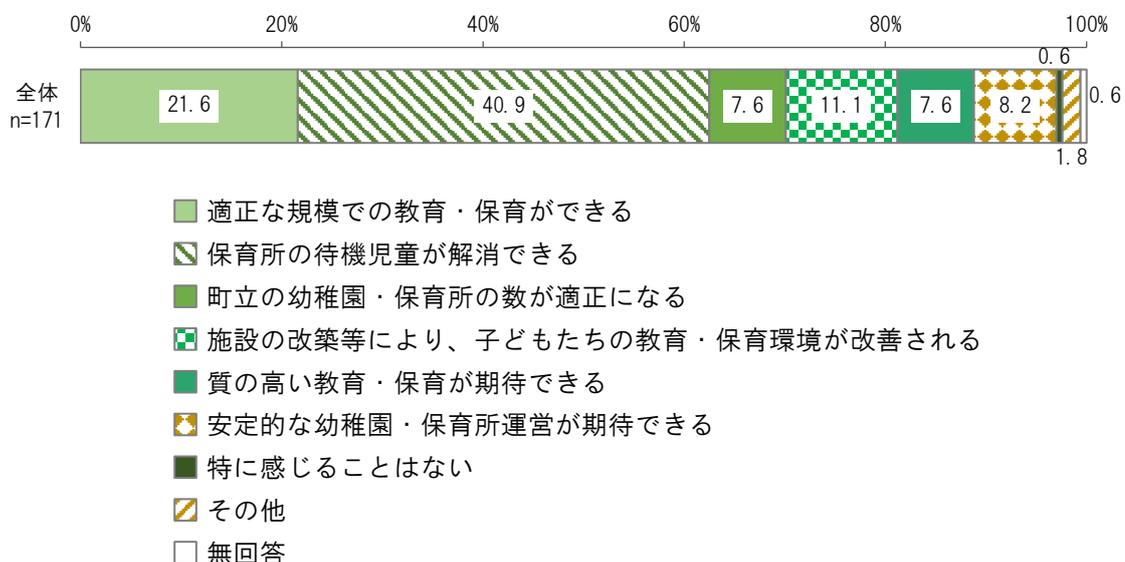
■図表2-24 町立の幼稚園・保育所の再編方法



### ⑦ 町立の幼稚園・保育所の再編にあたって期待すること

町立の幼稚園・保育所の再編が『再編は必要である』及び『どちらかというとな再編は必要である』と回答した方に、町立の幼稚園・保育所の再編に期待することを尋ねたところ、全体では「保育所の待機児童が解消できる」(40.9%)が最も高く、次いで「適正な規模での教育・保育ができる」(21.6%)となっています。

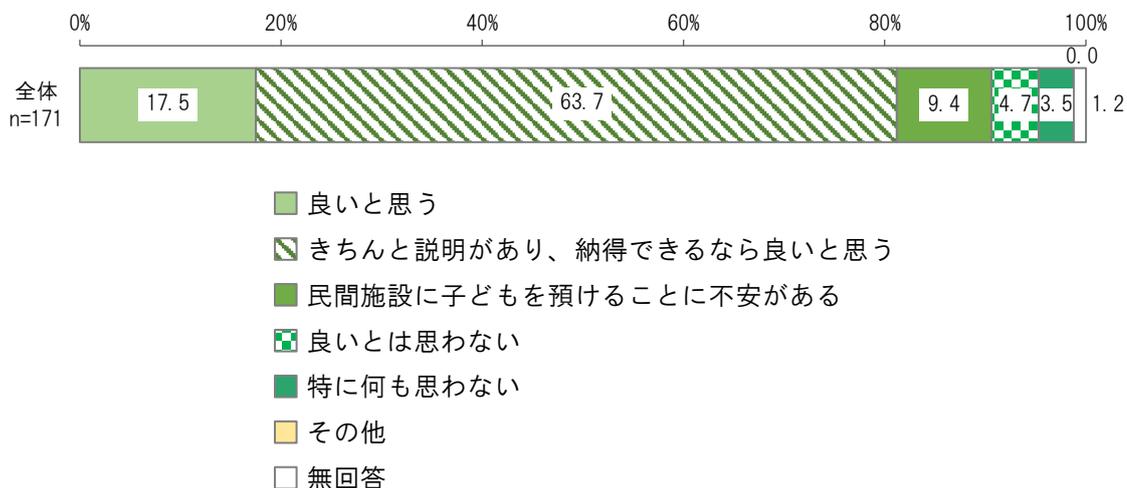
■図表2-25 町立の幼稚園・保育所の再編にあたって期待すること



### ⑧ 町立の幼稚園・保育所の民営化について

町立の幼稚園・保育所の再編が『再編は必要である』及び『どちらかというとな再編は必要である』と回答した方に、町立の幼稚園・保育所の民営化について尋ねたところ、全体では「きちんと説明があり、納得できるなら良いと思う」(63.7%)が最も高く、次いで「良いと思う」(17.5%)となっています。

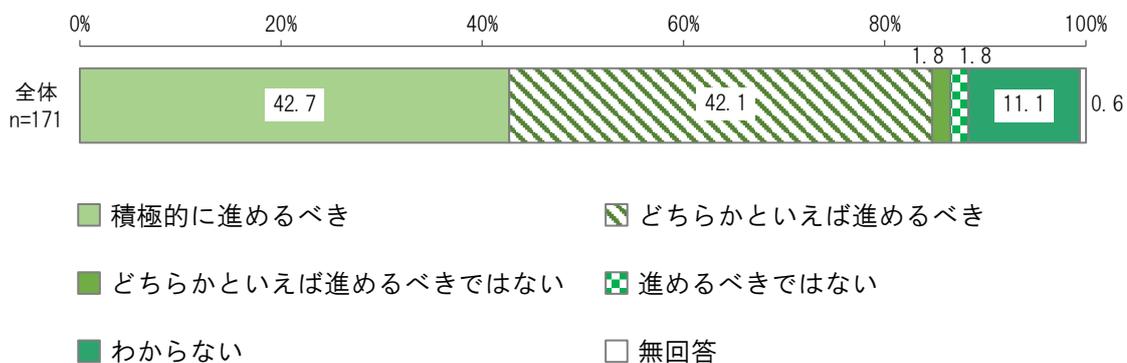
■図表2-26 町立の幼稚園・保育所の民営化について



### ⑨ 町立の幼稚園・保育所の認定こども園化について

町立の幼稚園・保育所の再編が『再編は必要である』及び『どちらかというとな再編は必要である』と回答した方に、町立の幼稚園・保育所の認定こども園化について尋ねたところ、「積極的に進めるべき」(42.7%)と「どちらかといえば進めるべき」(42.1%)を合わせた『進めるべき』は84.8%に対し、「どちらかといえば進めるべきではない」(1.8%)と「進めるべきではない」(1.8%)を合わせた『進めるべきではない』は3.6%となり、全体では『進めるべき』と回答した肯定的な回答が多くなっています。

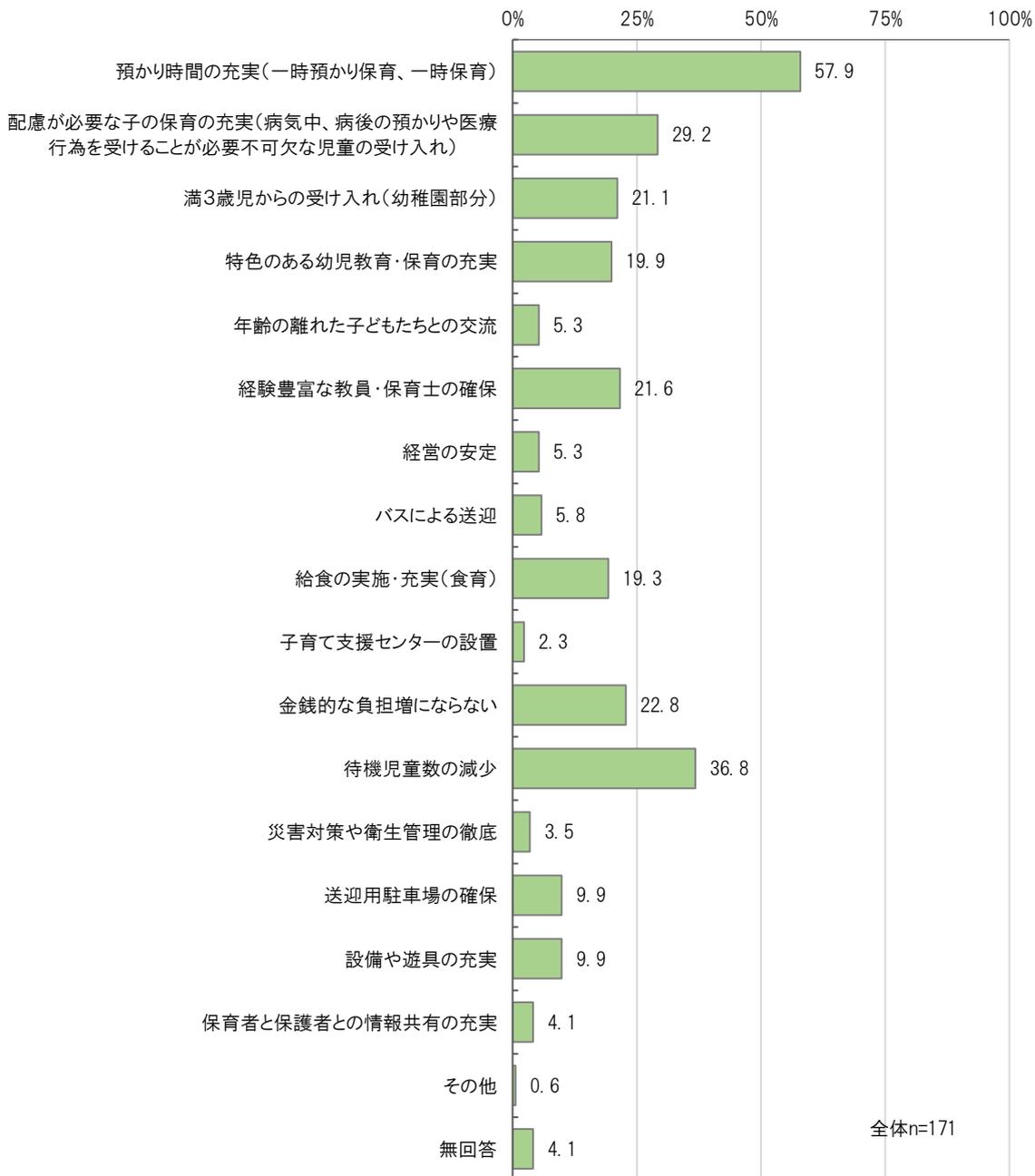
■図表2-27 町立の幼稚園・保育所の認定こども園化について



⑩ 町立の幼稚園・保育所を認定こども園化する場合に期待すること

町立の幼稚園・保育所の再編が『再編は必要である』及び『どちらかというとも再編は必要である』と回答した方に、町立の幼稚園・保育所の認定こども園化で期待することを尋ねたところ、全体では「預かり時間の充実（一時預かり保育、一時保育）」(57.9%)が最も高く、次いで「待機児童数の減少」(36.8%)、「配慮が必要な子の保育の充実（病氣中、病後の預かりや医療行為を受けることが必要不可欠な児童の受け入れ）」(29.2%)となっています。

■図表2-28 町立の幼稚園・保育所の認定こども園化について



## 6 清水町の幼稚園・保育園をめぐる課題

### (1) 0～5歳人口の将来的な減少

本町の令和2年国勢調査による人口は31,710人でしたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計による将来人口は令和32年には24,252人になると見込まれ、7,458人減少する見込みとなっています。また、本町の年少人口（0～14歳）は令和2年には4,016人でしたが、令和32年には2,057人になり、1,959人減少する見込みとなっています（3頁参照）。

本町の0～5歳人口を見ると、平成29年の1,653人をピークに年々減少しており、令和4年には1,315人とピーク時から338人減少しています。この傾向は今後も続き、中長期的にみると令和17年から令和22年の間で1,000人を下回ると予想されます（4頁参照）。

幼稚園や保育所へのニーズがある一方、将来的にこどもの数が減少していくと考えられることから、施設数や職員数の適正化を図っていくことが必要です。

### (2) 幼稚園と保育所のニーズの変化

本町の3～5歳児の町内就園状況においては、平成15年の966人をピークに年々減少しており、令和4年には620人と346人減少しています。

また、幼稚園では平成15年の647人に対し、令和4年では298人と349人減少していますが、保育所では平成15年の319人に対し、令和4年では322人と同程度となっています（6頁参照）。

本町の令和2年の女性の年齢階級別就業率を見ると、主に子育て世代となる30代から40代の全ての年齢階層において平成22年よりも増加しています。特に30～34歳では10ポイント以上の増加が見られ、女性の就業が進んでいることが伺えます（14頁参照）。

これらのことから、年々少子化は進んでいるものの、保護者の働き方の変化、また、令和元年10月1日から始まった幼保無償化もあり、幼稚園から保育所へと保護者の利用ニーズが変化してきているものと考えられます。

そのため、幼稚園と保育所の中長期的に適切な施設数及び施設規模を検討し、総量の最適化を図っていくことが必要です。

### (3) 潜在的待機児童

町立幼稚園の定員充足率は、平成 15 年度の 76.1%をピークに年々減少しており、令和 5 年度では 36.4%となり、町立幼稚園 4 園すべてが 30%台となっています(6 頁参照)。

町内保育所では、令和 5 年度の国基準による待機児童数は 0 人ですが、潜在的待機児童は 76 人程度となっています(8 頁参照)。

潜在的待機児童のうち、約 8 割は町内民間保育所希望者ですが、小規模施設を除き町内民間保育所は毎年定員を上回っているため入所が難しくなっています。一方、町立保育所は毎年定員を下回っています(7 頁参照)。その原因として、町立保育所では保育士の確保が予定どおり進まないこと、民間保育所の柔軟性や効率性を活かした多様なサービスへの保護者ニーズの偏りなどが考えられます。

潜在的待機児童を解消するため、幼稚園・保育所の認定こども園化も含め、保護者の多様なニーズに対応することができる体制を整備していくことが必要です。

### (4) 保育士不足

全国的に保育士の不足が問題視されている中、本町も常に保育士が不足している状況であり、慢性的な保育士不足は、保育の質の維持と多様なサービスの提供を困難なものとし、更に、待機児童を生む要因ともなっています。

保育士不足の主な理由として、特別な支援が必要なこどもが年々増加傾向にあることが一つとして考えられ、要支援児の中には加配(児童:保育士 1:1、2:1)による保育が必要な場合もあるため、現行の体制では保育士不足が生じてしまうものと考えられます。

また、本町では、自閉症・情緒障害により特別支援学級に在籍している小学生児童が増加傾向にあることから、未就学児においても特別な支援が必要なこどもが増加傾向にあると想定されます。

## (5) 教育・保育サービスの低下

アンケート調査結果から、幼稚園や保育所を選ぶときに重視している点について、「自宅から近い」に次いで「施設全体の雰囲気が良い」、「職員が信頼できる」、「教育・保育の内容が良い」が多く回答されています（16頁参照）。また、町立の幼稚園・保育所を認定こども園化する場合に期待することとして、「預かり時間の充実（一時預かり保育、一時保育）」、「待機児童数の減少」、「配慮が必要な子の保育の充実（病氣中、病後の預かりや医療行為を受けることが必要不可欠な児童の受け入れ）」が多く回答されており、ソフト面の充実が求められていることが伺えます（20頁参照）。

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度により、様々なサービスが制度化されています。しかし、町立保育所では、看護師等がないといったサービス提供体制の未整備のため、病児保育が実施できないなど、保護者のニーズがあるにもかかわらず提供できないサービスがあります。

保護者のニーズを的確に把握し、不足しているサービスの提供体制の整備や、そのために必要な関係機関との連携強化を図ることが必要です。

## (6) 町立施設の老朽化

令和5年4月1日現在、町立幼稚園保育所のうち、3園が築20年を超えており、特に清水保育所は築38年と非常に老朽化が進んでいる状況です（9頁参照）。

施設の老朽化は安全面、衛生面において大きな問題を引き起こす可能性があるため、早急に改修を進めるなどの対応が必要です。

## (7) 児童発達支援サービス利用の不便さ

国は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することとしており、設置は広域による設置も可能としています。

本町の児童発達支援センターは、1市2町（裾野市・長泉町・清水町）の広域連携により裾野市に設置となっていますが、施設が遠いため利用が困難な状況にあります。

児童発達支援センターは、0歳から6歳までの就学前のこどもを対象に小集団で療育支援を行い、発達障害がもとで発生している困難や発達障害が疑われる言動なども含め、日常生活における様々な相談に応じる施設であることから、より身近に利用できる施設の設置が求められます。

---

## 第3章 幼稚園・保育所再編計画

---

### 1 今後の町立幼稚園・保育所の役割について

町立幼稚園・保育所は、地域社会においてより良い教育・保育の質を確保するため、以下に示す役割を担うものと考えられます。

- 民間の施設と交流、連携しながら保育士等の人材育成を積極的に行う
- 保護者等から得られる情報をもとに、教育・保育に対するニーズや課題を把握し、町の施策立案に寄与する
- 教育・保育に対する新たなニーズにも柔軟に対応し、既存の取り組みも含めて、町内における教育・保育の基準を示していく
- 子育てに困難を抱える家庭や特別な支援が必要な子どもへ専門的な観点から時には関係機関とも連携しながら、教育・保育を先駆的に提供する
- 在宅で子育てする家庭を含め、子どもに関する身近な相談の場を提供するなど、地域の子育て支援の中核的な施設となる
- 蓄積されたノウハウをもとに、民間の施設では担いきれない教育・保育を実践する
- 子どもと子育て家庭にとって、セーフティネットとしての機能を持つ

これらの役割は、民間事業者に委ねず、町立の教育・保育施設固有の役割として行政が担う必要があります。

今後とも関係機関と連携し、また、町内民間保育施設と情報を共有しながら連携体制に努めます。

## 2 幼稚園・保育所整備の基本方針

本町における課題を踏まえ、清水町における今後の幼稚園・保育所整備に関して、以下の3点を基本的な方針とします。

### (1) 幼稚園・保育所の施設配置の適正化を進める

- 将来、就学前人口の減少が見込まれる中、本町全体でバランスの取れた施設配置と地域の実情等を考慮しながら、幼児施設（幼稚園・保育所）の一体化（幼保連携型認定こども園化）と合わせて、施設配置の適正化を進める。
- 幼稚園に対する需要の減少と保育園に対する需要の増加が顕著であることから、幼稚園の活用による保育需要の吸収または幼稚園の統廃合を検討する。

### (2) 厳しい財政状況のなかでも、安定的な幼児教育・保育サービスを継続するため、民間活力の活用（民営化）を積極的に進める

- 今後は更に厳しい財政状況が予想されることから、民間事業者による町民サービスの提供拡大に向けて、次の「民営化の基本方針」を踏まえ、新たな幼児施設の整備・運営だけでなく、既存の幼稚園・保育所の運営にも、民間の資金や人材、ノウハウ等の積極的な導入と活用を進める。合わせて、教育・保育の質の確保・向上に向けて、民間事業者へ適切な支援を図る。
- 老朽化が著しい施設の再編においては、既存施設をそのまま民営化することは現実的ではなく、新規又は改修による施設整備が必要であることから、施設整備段階から民間参入を積極的に促す。

### (3) 保育士不足を解消するため適正な人員配置を行い、児童発達支援の充実に資する施設整備を図る

- 幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の増加などによる保育施設へのニーズの高まりから、施設配置の適正化を進めるなかで、保育士の適正配置を前提として、教育・保育サービスの提供体制を充実させる。
- 就学前のこどもを対象に発達支援や子育て相談を行う児童発達支援を強化するため、適切な施設整備を進める。

### 3 民営化の基本方針

本町の町立幼稚園・保育所の民営化は、以下の方針に沿って進めていきます。

#### (1) 民営化の手法

- 民間事業者が町立幼稚園・保育所の既存施設を運営する「公設民営方式」、あるいは民間事業者が新たな施設を整備して運営する「民設民営方式」を基本とする。
- 施設の改修、施設の建設及び設備等が適切な保育環境を提供し、安全基準を満たしていることを前提として、民営化の方向性や内容等を定め、民間事業者の考えも聞きながら官民が協働して進める。

#### (2) 民営化の実施方針

- 多様化する教育・保育ニーズにへの弾力的な対応、良質な教育・保育サービスの持続的提供及び施設の効率的な整備・運営を官民が連携して進めていくため、町と民間事業者との協働体制づくりを進める。
- 既存の町立幼稚園・保育所を活用する場合は、建物については無償譲渡、敷地（町有地の場合）については期限付き無償貸与または有償貸与を基本とする。
- 民営化対象施設は、基本的に新設の認定こども園又は保育所が対象となるが、既存施設を利用する場合は民間事業者と協議のうえ、町による補修や無償譲渡を含め検討する。

## 4 町立幼稚園・町立保育所の再編イメージ

町立幼稚園保育所は、施設の老朽化や就学前児童数の減少、保育所ニーズの高まりなどから保育施設数が過大となることが予測されるため、施設の再編が必要です。

施設の再編は、清水町公共施設等個別施設計画において30年経過した施設は老朽化が進み、建て替えや大規模改修が必要となることと各施設の運営状況や利用状況等を踏まえ、施設の改修・解体時期の建築年数が30年以上となる北幼稚園、西幼稚園、同じく40年以上となる清水保育所の3施設を対象とします。

再編の進め方は、北幼稚園は令和6年度に、西幼稚園は令和7年度において、翌年度新入園児を募集する際、2年間の期限付き在園措置を設け、当該年度に在籍しているこどもは卒園まで在園できることとします。廃園後、施設の解体又は改修を行い、民間活力の導入による認定こども園又は保育所、児童発達支援センターを設置します。

また、清水保育所は、廃園に合わせて園児は転園し、その後、民間事業者による認定こども園又は保育所を設置します（図表3-1及び32頁参照）。

なお、再編に合わせて園区の廃止、自動車による通園を可能とします。

以上により、町立幼稚園・保育所の再編と施設整備を進め各施設の整備にあたっては、個別の整備計画を策定し、計画的に取り組むものとします。

■図表3-1 町立幼稚園・保育所の再編について

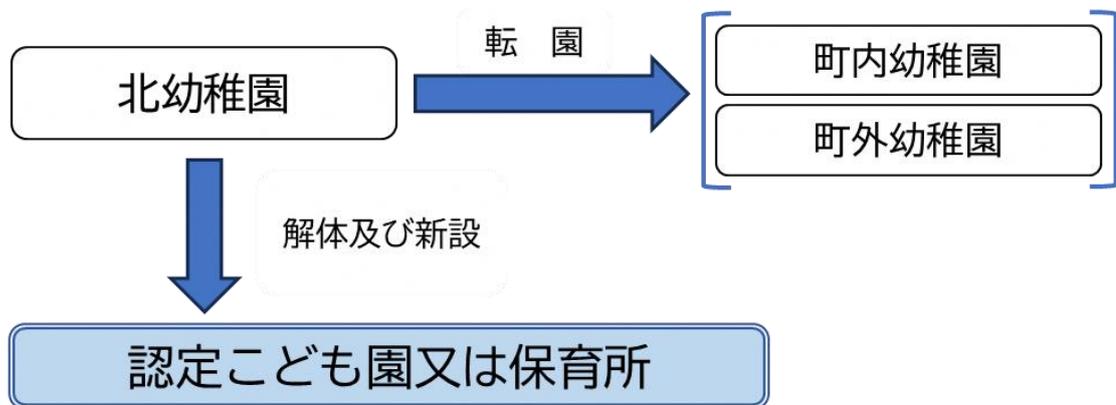
現行施設		方向性			再編後施設
幼稚園	清水幼稚園	⇒	継続	⇒	清水幼稚園
	北幼稚園	⇒	再編	⇒	民営の認定こども園又は保育所
	南幼稚園	⇒	継続	⇒	南幼稚園
	西幼稚園	⇒	再編	⇒	児童発達支援センター
保育所	清水保育所	⇒	再編	⇒	民営の認定こども園又は保育所
	南保育所	⇒	継続	⇒	南保育所

## 北幼稚園の整備

- 北幼稚園は、築29年経過しており、町立幼稚園4園の中で最も古い建物であるため、最初に再編が必要となる施設です。
- 北幼稚園は廃園し、解体後、民間活力の活用により認定こども園又は保育所を新設して運営も民間事業者で行います。
- 廃園前に在園していたこどもやこれから入園する予定のこどもは、原則的に町内幼稚園又は町外幼稚園への入園・転園を予定しています。

### ■図表3-2 北幼稚園の再編イメージ

- ① 北幼稚園から町内幼稚園又は町外幼稚園へ園児を転園し、空いた北幼稚園を解体したのち、民間事業者により認定こども園又は保育所を新設する。

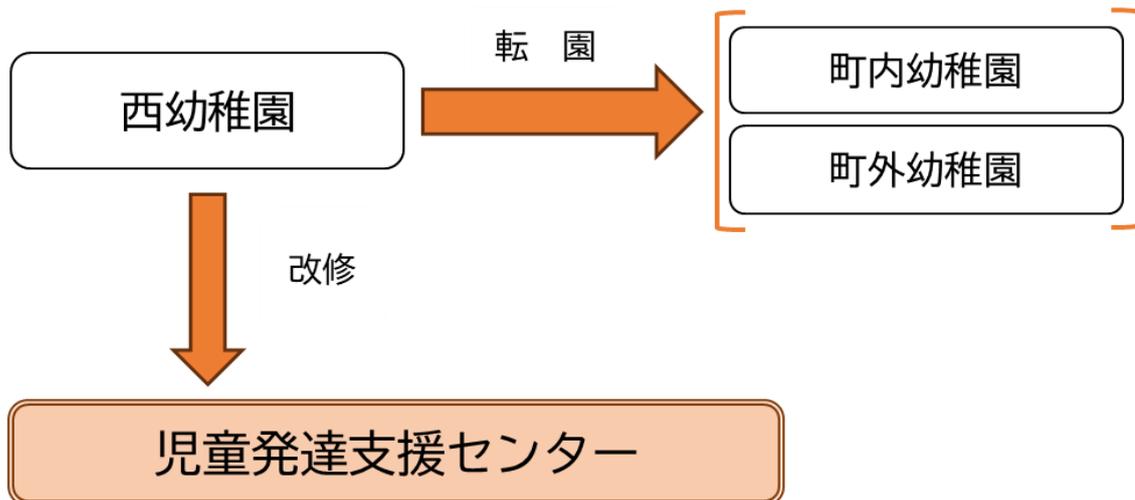


## 西幼稚園の整備

- 西幼稚園は、築 27 年経過しており町立幼稚園 4 園の中で 2 番目に古い建物であるため、北幼稚園の次に再編が必要となる施設です。
- 西幼稚園は廃園し、特別な支援が必要なこどもが年々増加傾向にあり、適時適切な保育が必要であることから、民間活力の活用により、子育て支援機能も兼ね備えた児童発達支援センターに改修して運営も民間事業者で行います。
- 廃園前に在園していたこどもやこれから入園する予定のこどもは、原則的に町内幼稚園又は町外幼稚園への入園・転園を予定しています。

### ■図表 3-3 西幼稚園の再編イメージ

- ② 西幼稚園から町内幼稚園又は町外幼稚園へ園児を転園して、空いた西幼稚園を改修したのち、児童発達支援センターを新設し、民間事業者に委託する。

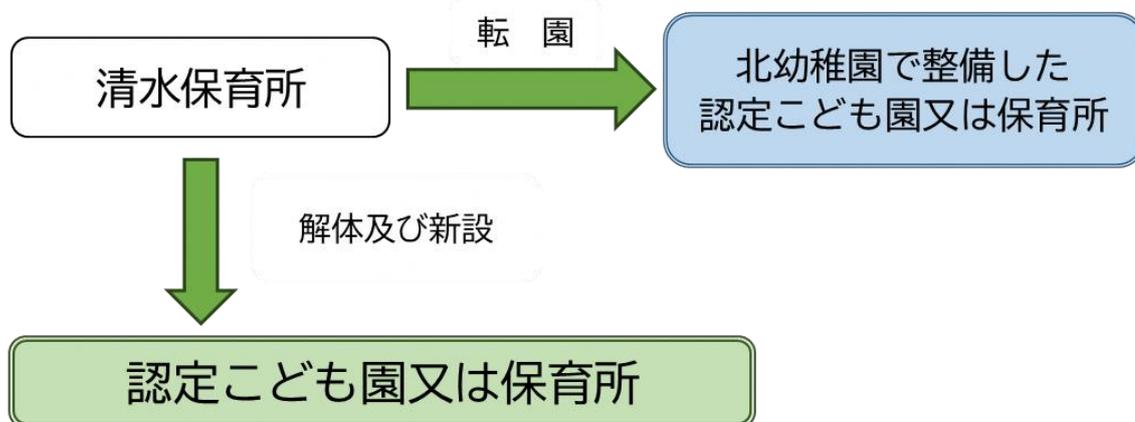


## 清水保育所の整備

- 清水保育所は、築38年経過しており、町内保育所の中でも最も古い建物であるため、改修または解体が必要となる施設です。
- 清水保育所は廃園し、解体後、民間活力の活用により、認定こども園又は保育所を新設して運営も民間事業者で行います。
- 解体前に在園していたこどもやこれから入園する予定のこどもは、原則的に北幼稚園園跡に設置された認定こども園又は保育所への入園・転園を予定しています。

### ■図表3-4 清水保育所の再編イメージ

- ③ 清水保育所から北幼稚園で整備した認定こども園又は保育所へ園児を転園し、空いた清水保育所を解体したのち、民間事業者により認定こども園又は保育所を新設する。



## 5 他の町立幼稚園、保育所の継続について

町立幼稚園・保育所のうち、清水幼稚園、南幼稚園、南保育所は、引き続き町立施設として運営を続けます。

町内に町立幼稚園・保育所と民間保育所が共存することで、保護者にとって多様な選択肢を提供し、教育・保育の質を向上させつつ、地域社会の多様性に対応します。

併せて、町立施設は、「第3章—1 今後の町立幼稚園・保育所の役割について」（24頁参照）で示しているように町内の教育・保育サービスの標準となる基準を示しながら、様々な機能を持ち、セーフティネットとしての役割を果たします。

また、再編により、財源が捻出できた際には、町全体の施策とのバランスを考慮しながら、当該財源を元にした教育・保育サービスの充実について検討します。

なお、再編の対象外とする清水幼稚園、南幼稚園、南保育所の3施設についても、今後の国（法制度）の動向や社会経済情勢の変化等に伴い、必要に応じて、運営の見直しや再編について検討します。

## 6 教育・保育の引継ぎについて

各施設の再編にあたり、既存の在園児童の転園が必要となるため、教育・保育内容等を転園先施設へ引き継ぐ必要があります。

### ○転園のための協議の実施

転園のための協議は、転園先の運営事業者（責任者、施設長、園長など）、転園する保護者の代表、行政担当部局などにより実施し、転園前後の保育内容等について情報共有・意見交換・協議・検討することにより、教育・保育の継続性確保とこどもの健やかな成長を保障します。また、転園後の保育状況について確認を行います。

### ○引継ぎ共同保育

転園のための協議において検討した内容を反映し、教育・保育の継続性について実効性を持たせるとともに、こどもや保護者との信頼関係を築き、転園によるこどもへの影響を最小限に抑え、教育・保育の変化を緩やかにするために「引継ぎ共同保育」を行います。「引継ぎ共同保育」の詳細は、転園のための協議において決定します。

## 7 再編スケジュール

各施設の再編にあたっては、事前に保護者・地区説明会を実施し、地域の理解を得たうえで進めていきます。

- 北幼稚園：令和6年度に保護者・地区説明会を実施し、令和10年度にかけて再編を進め、令和11年度の認定こども園又は保育所の開設を目指します。
- 清水保育所：令和6年度に保護者・地区説明会を実施し、令和11年度の北幼稚園再編による新施設の開設にあわせて既存の在籍児童の転園を行います。その後、令和13年度の認定こども園又は保育所の開設を目指します。
- 西幼稚園：令和7年度に保護者・地区説明会を実施し、令和10年度にかけて再編を進め、令和11年度の児童発達支援センターの開設を目指します。

■図表3-5 再編スケジュール

施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
北幼稚園	保護者・地区説明会 入園募集時2年限度	入園募集なし	年度末廃園	年長児は町内・外幼稚園へ転園	民間により施設建築	認定こども園又は保育所開園		
清水保育所	保護者・地区説明会 入所募集時説明※	入所募集時説明※			年度末廃園	民間募集 建物解体	民間により施設建築	認定こども園又は保育所開園
西幼稚園	保護者・地区説明会 入園募集時2年限度	入園募集なし	年度末廃園	年長児は町内・外幼稚園へ転園	民間により建物改修	児童発達支援センター開所		

※入所募集時には、入所条件が「令和10年度まで入所可能であること説明する。」

# 資料編

## 1 策定経過

日時等	概要
令和4年6月22日	○定例教育委員会 ・町立幼稚園の将来のあり方について
令和5年1月18日	○定例教育委員会 ・町立幼稚園の再編について
令和5年2月15日	○総合教育会議 ・町立幼稚園の再編に係る意見聴取
令和5年8月4日	○令和5年度 第1回子ども・子育て会議 ・再編計画アンケート調査の審議
令和5年8月23日	○定例教育委員会 ・町立幼稚園の現状について ・再編計画アンケート調査について
令和5年9月26日 から 令和5年10月20日	○再編計画アンケートの配布及び回収期間
令和6年1月22日	○令和5年度 第2回子ども・子育て会議 ・再編計画アンケート調査結果の報告 ・再編計画骨子案の審議
令和6年2月21日	○定例教育委員会 ・再編計画アンケート調査結果の報告
令和6年2月22日	○令和5年度 第3回子ども・子育て会議 ・再編計画素案の審議
令和6年3月18日	○令和5年度 第4回子ども・子育て会議 ・再編計画素案の審議
令和6年3月21日	○総合教育会議 ・再編計画素案に係る意見聴取
令和6年3月25日 から 令和6年4月24日	○再編計画パブリックコメントの実施
令和6年5月	○再編計画の公表

## 2 清水町子ども・子育て会議 委員名簿

【任期】令和4年7月25日から令和6年7月24日まで

(敬称略)

氏名	所属等	役職名
的場 啓一	学識経験者 (大阪商業大学教授・共同参画研究所所長)	会長
高田 信	清水町民生委員児童委員協議会長	副会長
杉村 太地	民間保育園代表 私立(保育所型認定こども園) 恵明キッズローズビレッジ	
藤井 政夫	小規模保育施設代表 (アドバンかわせみ保育園総括管理部長)	
長倉 清隆	学校支援地域本部コーディネーター(社会教育委員長)	
坂田 さゆり	清水町立保育所保護者会代表(清水保育所)	
縣 祐梨	清水町立幼稚園PTA連絡協議会(北幼稚園)	
渡辺 容子	放課後児童教室運営事業者代表(社会福祉協議会)	
下川原 あゆみ	公立保育所長会(南保育所長)	
田代 幸子	公立幼稚園長会(清水南幼稚園長)	

### 3 静岡県内の教育・保育施設再編等関連計画の策定状況

#### ■他市町の再編計画資料

市 町	計画名	策定年
浜松市	浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針	令和5年5月
磐田市	磐田市幼稚園・保育園再編計画（第2期）	平成29年
菊川市	菊川市幼保施設整備計画（基本方針）	平成30年2月
牧之原市	牧之原市保育園等施設マネジメント計画	令和2年3月
裾野市	裾野市幼児施設整備基本構想	令和4年3月
富士市	富士市公立教育・保育施設再配置計画	平成30年3月

## 清水町幼稚園・保育所再編計画

---

発 行 : 清水町  
企画・編集 : 清水町 こども未来課  
〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210-1  
電 話 : 055-981-8227  
F A X : 055-976-0249

---